

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和5年10月13日（金） 10：02～10：12

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸田文雄 内閣総理大臣
鈴木淳司 国務大臣（総務大臣）
小泉龍司 国務大臣（法務大臣）
盛山正仁 国務大臣（文部科学大臣）
武見敬三 国務大臣（厚生労働大臣）
宮下一郎 国務大臣（農林水産大臣）
西村康稔 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉藤鉄夫 国務大臣（国土交通大臣）
伊藤信太郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
木原稔 国務大臣（防衛大臣）
松野博一 国務大臣（内閣官房長官）
河野太郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
土屋品子 国務大臣（復興大臣）
松村祥史 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
加藤鮎子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
新藤義孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
高市早苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
自見はなこ 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠席者：上川陽子 国務大臣（外務大臣）
鈴木俊一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
陪席者：村井英樹 内閣官房副長官
森屋宏 内閣官房副長官
栗生俊一 内閣官房副長官
近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 1件
- 国会提出案件 1件
- 政令 5件
- 人事 1件

いずれも、案件表のとおり、決定となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、村井副長官から御説明申し上げます。

○村井内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「全国森林計画」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、農林水産大臣から御発言があります。

次に、「過労死等防止対策白書」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、厚生労働大臣から御発言があります。

次に、政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「漁港漁場整備法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を令和6年4月1日とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係整備政令」は、同改正法による漁港施設等活用事業制度の創設に伴い必要な事項を定める等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「遊漁船業適正化法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を令和6年4月1日とするものであり、「同法第3条第2項の期間を定める政令」は、同法の規定等の遵守状況が不良な遊漁船業者の登録の有効期限を定めるものであります。

次に、「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を令和6年4月1日とするものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。板倉英世外194名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、農林水産大臣。

○宮下国務大臣：全国森林計画は、森林法に基づき、5年ごとに15年を1期として策定するものであります。今回、策定する計画は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止、木材の生産等の森林の持つ多面的機能の発揮を図ることを旨として、令和6年度から15年間の森林の整備及び保全の目標、さらには花粉発生源対策も踏まえた計画量等を明らかにしております。関係閣僚の皆様におかれましては、引き続き、森林・林業政策の推進について格段の御協力をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○武見国務大臣：「過労死等防止対策白書」について申し上げます。この白書は、過労死等防止対策推進法に基づき、毎年、国会に報告するものです。8回目となる今回の白書では、過労死等の現状、過労死等防止対策の取組状況に加え、労働時間と睡眠時間や主観的幸福感の関係等のほか、メディア業界、教職員、芸術・芸能分野の調査分析結果について報告しております。今後とも、過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、取り組んでまいりますので、関係閣僚の皆様の格段の御協力をお願い申し上げます。

○松野国務大臣：次に、私から藤井聡太氏に対する内閣総理大臣顕彰の授与について申し上げます。藤井聡太氏に対し、内閣総理大臣顕彰を授与することとしたので報告いたします。藤井聡太氏は、日頃のたゆみない努力と精進によって、将棋界初の

八冠制覇の偉業を成し遂げ、多くの国民に夢や希望を与えるとともに、伝統的な文化である将棋の普及振興を通じ、我が国文化の向上発展に貢献されました。その功績に対し、内閣総理大臣顕彰を授与するものであります。なお、顕彰式につきましては、11月中旬に総理大臣官邸において行う予定としております。

次に、総務大臣。

○鈴木（淳） 国務大臣：10月16日から22日までの1週間は、「行政相談週間」です。この期間を中心に、各府省、地方公共団体、各種士業団体、行政相談委員などに御参加いただき、ワンストップで行政に関する様々な相談に対応する「一日合同行政相談所」を全国159箇所で開催します。総務省としては、孤独・孤立の問題を抱える方、在留外国人などのお困りごとに対応するとともに、オンライン相談にも取り組むことにより、行政相談について、広く理解を深め、その利用を促進してまいります。各大臣には、本週間への御協力をお願い申し上げます。

○松野国務大臣：これを持ちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

なお、海外出張された経済産業大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。御発言はございますか。

無いようですので、以上を持ちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件

〔 令 和 5 年 〕
〔 10 月 13 日 〕 (金)

◎ 一 般 案 件

- 資 料 あり
あ ○ 全 国 森 林 計 画 の 策 定 に つ い て (決 定)
(農 林 水 産 省)

◎ 国 会 提 出 案 件

- 資 料 あり
あ ○ 「 令 和 4 年 度 我 が 国 に お け る 過 労 死 等 の 概 要 及 び
政 府 が 過 労 死 等 の 防 止 の た め に 講 じ た 施 策 の 状 況 」
に つ い て (決 定) (厚 生 労 働 省)

◎ 政 令

- 資 料 あり
あ ○ 漁 港 漁 場 整 備 法 及 び 水 産 業 協 同 組 合 法 の 一 部 を 改
正 する 法 律 の 施 行 期 日 を 定 め る 政 令 (決 定)
(農 林 水 産 省)
- 〃 ○ 漁 港 漁 場 整 備 法 及 び 水 産 業 協 同 組 合 法 の 一 部 を 改
正 する 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 政 令 の 整 備 に 関 する
政 令 (決 定) (同 上)
- 〃 ○ 遊 漁 船 業 の 適 正 化 に 関 する 法 律 の 一 部 を 改 正 する
法 律 の 施 行 期 日 を 定 め る 政 令 (決 定) (同 上)
- 〃 ○ 遊 漁 船 業 の 適 正 化 に 関 する 法 律 第 3 条 第 2 項 の 期
間 を 定 め る 政 令 (決 定) (同 上)
- 〃 ○ 気 候 変 動 適 応 法 及 び 独 立 行 政 法 人 環 境 再 生 保 全 機
構 法 の 一 部 を 改 正 する 法 律 の 施 行 期 日 を 定 め る 政
令 (決 定) (環 境 省)

◎ 人 事

- 資 料 あり
あ ☆ 長 崎 大 学 名 誉 教 授 板 倉 英 世 外 1 9 4 名 の 叙 位 又 は
叙 勲 に つ い て (決 定)

[○ 署 名 あり ☆ 署 名 な し]